

議案第 20 号

安中市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

安中市道路占用料徴収条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

安中市道路占用料徴収条例（平成18年安中市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円
	第2種電柱		730円
	第3種電柱		990円
	第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに つき1年	260円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルに つき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1年	850円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		38円

					外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	51円
					外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの	77円
					外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの	100円
					外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの	180円
					外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの	260円
					外径が1メートル以上のもの	510円
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設けるも の	長さ1メートルにつき1年	3円	
			その他のもの		9円	
			道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類	1本につき1年	680円	
		その他の もの	上空に設けるも の	占用面積1平方メートルに つき1年	430円	

		地下に設けるもの		260円
		その他のもの		850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路		430円
		地下に設ける通路		260円
		その他のもの		850円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円

という。) 第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下)	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

	を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0

		31 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（道路占用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における道路の占用に係る道路占用料について適用し、施行日前の道路の占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。

（安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

3 安中市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年安中市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表土地占用の項を次のように改める。

土地 占用	農地	1 平方メートル	1 0 円	
	宅地		8 0 円	
	植林採草地		1 0 円	
	第 1 種電柱	1 本	4 8 0 円	
	第 2 種電柱		7 3 0 円	
	第 3 種電柱		9 9 0 円	
	第 1 種電話柱		4 3 0 円	
	第 2 種電話柱		6 8 0 円	
	第 3 種電話柱		9 4 0 円	
	その他の柱類		4 3 円	
	共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	4 円
	地下に設ける電線その他の線類			3 円
	諸 管 埋 設	外径が 0. 0 7 メートル未満 のもの		1 8 円
		外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 6 円
		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 8 円
		外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		5 1 円
		外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		7 7 円
		外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 0 0 円
		外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 8 0 円
外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		2 6 0 円		

	外径が1メートル以上のもの		510円
	鉄道軌条	1平方メートル	100円
	材料置場		400円
	太陽光発電設備及び風力発電設備		850円
	その他工作物		150円
	原形占用（漁業を除く。）		80円
	その他		その都度市長が定める額

（安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項による改正後の安中市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後における法定外公共物の使用に係る使用料について適用し、施行日前の法定外公共物の使用に係る使用料については、なお従前の例による。